

平成30年 第18回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年11月22日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成30年11月22日

東京都教育委員会第18回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第90号議案

平成30年度東京都公立学校長等任用審査について

第91号議案

東京都公立学校長の任命について

第92号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 平成30年度第2回公私連絡協議会の合意事項について

(2) 都立高校改革推進計画・新実施計画(第二次)(案)の骨子について

(3) 平成30年度SNSを活用した教育相談(試行)の結果について

(4) 都民の声(教育・文化)について[平成30年度上半期(4月～9月)]

(5) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
担当部長＜特命＞	川 名 洋 次
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第18回定例会を開会いたします。

本日は、NHK外5社からの取材の申込みと、10名から傍聴の申込みがございました。また、NHK外3社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、秋山委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回10月25日の第16回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、第16回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回11月8日の第17回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第90号議案から第92号議案まで及び報告事項（5）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

（1）平成30年度第2回公私連絡協議会の合意事項について

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成30年度第2回公私連絡協議会の合意事項について、都立学校教育部長、説明をお願いします。

【都立学校教育部長】 平成30年度第2回公私連絡協議会の合意事項について、報告資料（1）により御説明いたします。

東京都におきましては、今後、都内公立中学校卒業予定者数の増加が見込まれており、増加する生徒の就学機会の確保が課題となっております。この課題につきまして、これまで、一般財団法人東京私立中学高等学校協会との間で協議を重ねてまいりまして、11月19日に開催いたしました、平成30年度第2回公私連絡協議会におきまして、今後の都内公立中学校卒業予定者数の増加に対する都立高校及び私立高校における生徒の受入れに係る基本的な方針について、合意いたしました。

まず、合意に至るまでの経過についてでございますが、東京都教育委員会は、平成28年2月に策定いたしました、都立高校改革推進計画・新実施計画に基づき、教育人口等推計に基づく都内公立中学校卒業予定者数の中長期的な動向を踏まえ、生徒数増加に伴う対応を検討してまいりました。そのような中で、東京私立中学高等学校協会から私立高校の学則定員等の状況も踏まえ、公私連絡協議会において、生徒数増加の対応に関する協議を行うよう御要望がありました。その要望に基づきまして、生徒数の動向や私立高校の収容可能数等について東京私立中学高等学校協会と協議を重ねて

まいりました。

生徒数の動向につきましては、資料下段のグラフにありますとおり、今後平成33年度（2021年度）から都内公立中学校卒業予定者数が増加した後、平成43年度（2031年度）には、減少に転ずる推計値が出ており、生徒の増加は一時的なものであることを確認しております。このような経過や議論を踏まえまして、別添の内容で合意いたしました。2ページの合意文を御覧ください。

東京都ではこれまで、都立高校と私立高校が連携・協力し、都内公立中学校卒業者を確実に受け入れてまいりました。一方で、今後の都内公立中学校卒業予定者数の動向につきましては、先ほどお示ししましたグラフのとおり、増加した後、将来的には減少に転じる見込みでございます。この一時的に増加する生徒数につきましては、基本的に現在の都立高校と私立高校の教育資産の活用により十分受入可能であることを東京私立中学高等学校協会との間で確認いたしました。

そこで、都立高校及び私立高校の教育施設等に基づく、受入可能規模の状況等を踏まえまして、増加する生徒の受入に係る基本的な方針として、下段にありますとおり、1、都立高校は、立川地区チャレンジスクール及び新国際高校（仮称）の新設や学校改築時の施設拡大等により、可能な限り生徒を受け入れる。2、私立高校は、高等学校への進学希望者数や都立高校の収容規模等を踏まえ、現有の教育資産を最大限に活用し、都内生を責任を持って確実に受け入れる。3、適正な就学機会の確保に係る具体的な条件は、平成32年度からの「第五次中期計画（仮称）」及び毎年度の就学計画の策定において決定する、との内容で合意したものでございます。

今後は、この基本的な方針に基づき、公私の受入に係る具体的な内容について協議してまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 基本的な方針の1、2、3のところですが、1の都立高校は生徒を受け入れる。2の私立高校は都内生を受け入れるということで、表現に差があるのですが、これはどのようなことを意味しているのでしょうか。

【都立学校教育部長】 2の私立高校で都内生と表現いたしましたのは、私立高校は千葉県、神奈川県、埼玉県など他県生も受け入れておりますので、都内公立中学校卒業予定者について確実に受け入れていただくことの合意ということで、都内生と表記したのはそういう意味でございます。

【宮崎委員】 そうすると、他県から流入してくる生徒については、都内生の方を優先するということですか。

【都立学校教育部長】 優先するといえますか、都内生については、これから増加する分について、公私分担比率を、第五次中期計画（仮称）の検討に入っていくわけでございますけれども、そこの分担については確実に受け入れていただくという意味で、この方針を合意したということになります。

【教育長】 私立高校は、その所在する地域によっても、都内生と都外生の割合は様々ですが、今の都内の私立学校の状況からしますと、都立高校ですと、1クラス40人となっておりますが、私立高校の場合、1クラスの在学生の平均はそれよりも少ない状況でございますので、そういう面では、まだ受け入れる余裕があるという現実もあります。

【遠藤委員】 この1ページのグラフを見ますと、今後の動向ということ考えた場合、都立高校も私立学校も含めて、非常に苦しいというか、難しい対応を経営的にはしていかなければいけない。この10年間の増加をどう受け入れていくかということ、しかしながら、その後の減少ということを考えていくと、正にこれが2ページ目の2の私立高校の表現に出ていると思うのです。

「現有の教育資産を最大限に活用し」、これは日本語の意味からいくと、新たに教育資産を拡大しない、と受け取れるわけです。教育資産を拡大しないで、この10年間のこの増加をどうやって私立学校は受け入れていくのか。一つの答えは今、お話があったように、現在、1クラスの都立高校の人員よりも少ないからということですね。宮崎委員が質問されたように、都内生を責任を持って受け入れるという、この意味が不明です。現在の私立高校の都内生と都外生のウエイトっていうのは、どれぐらいなのかということ。ですから、これを増やさない、現有の都内生、都外生の比率を変えないで、現有資産を増やさないで、どうやってこの増加する生徒を受け入れてい

くかという、一つの答えが、今お話あったように1クラスの人員を増加していくということ。これはこういう形で表現せざるを得ないと思うのは、私立高校の経営を考えたら、その先2031年以降のことを、健全な経営ということを考えていったら、現有資産をこの10年間のために大幅に拡大するという選択はなかなか難しい。だとすると、そここのところの対応、現有資産を最大限に活用し、都内生を責任を持って受け入れる。こういう表現で乗り切らざるを得ないのかなということ。

クラスの増員のほかに、現有資産を増やさないで都内生をどのようにして受け入れていくか。協会との議論の中で、その辺の経緯といいますか、何かございましたら教えていただきたいと思ひますし、先ほど申し上げた、現在の都内生と都外生の比率というものも、もしお分かりならば教えていただければと思ひます。

【都立学校教育部長】 まず、都外生のお話をさせていただきたいと思ひます。現在、都内の私立高校への都外、他県生の進学率は約5.5%でございます。平成30年度入学生につきましては、9,736人が都外から都内の私立高校に入学しているという状況でございます。この都外生の私立高校への進学につきましても、現状から見ますと、減少傾向にあります。おそらく、日本全体が生徒数が減少しているということ、近県3県についてはもう減少傾向に入っております。東京都だけがその特異な例として、これから10年間は生徒数が伸びていくという状況にあるかと思ひます。

そういう状況があるということは、今回、東京私立中学高等学校協会と確認をさせていただきました。まず、他県生を受け入れる状況は今どういうことになっているのか、それに対して、東京私立中学高等学校協会の方もこれは減少傾向にあるということ、実際にこのように減ってきているということについても、情報交換しております。

次に、私立高校と都立高校で実際にどのように受け入れていくかということですが、先ほど教育長からもお話がありましたが、私立高校の1学級当たりの平均生徒数は35.6人、都立高校は40人でございます。ですから、教育水準を下げることなく、実際問題として2万人以上の受入れの余裕があるというのが現状でございます。

私ども都立高校としても、1にありますとおり、今後、2校の新設をさせていただく、また、校舎の改築時には、可能な限り普通教室を確保していくことにより、今後

の10年間については生徒を受け入れていく、ということでございます。

【遠藤委員】 よく分かりました。ということは、35人前後からその現有資産の中で受入れ余地がその部分であるということと、もう一つは、5.5%の現在の都外生が都内の私立に入ってきて、そこの5.5%の比率も、この10年間の動向というのは東京都特有の事情であって、他県においてはこのような増え方はしていかないと。したがって、全体として現在の私立高校の都外生のウエイト5.5%が下がっていく。その比率が下がっていくということと、現有資産の中での受入れ余地、この二つで都立高校との案配がこの増加にうまく対応できると、そういう理解でよろしいでしょうか。

【都立学校教育部長】 委員のおっしゃるとおり、そういう形で東京私立中学高等学校協会と確認をして、今の現有資産を最大限に活用することによって、一時的な生徒数の増加についても、十分受入可能であると判断させていただいたということでございます。

【教育長】 少々補足いたします。確かに、他県の生徒の減少傾向というのは、見られるわけですが、今後10年間の増加数については、先ほど申し上げた都立高校の今後の拡大、増分と、それと私立の今持っている余裕の数、この二つだけで十分に賄えるという計算もできておりますので、他県生が減るかどうかというのは、その動向を入れなくても十分に受入れは可能です。

【遠藤委員】 分かりました。

【北村委員】 非常に御苦労なさって協議されていると思います。今の教育長のコメントで、実は質問をしようと思ったのですが、他県生はおそらくその学校に魅力を感じて来ているケースが多いのかなと想像します。必ずしも全体の人口の減少にかかわらず、一定数の他県生は都内の私立高校に入ってくるのかなという気がしますので、先ほど教育長がおっしゃったような形で計画されているのであれば、問題ないのかなと思います。

もう一点それと関連しまして、先ほどからの議論とも関連するのですが、やはり公私とも教育環境の低下を招くことのないようにということで、ここが非常に大事だと思います。今回のこの三つ、都立高校に関してはやはり、チャレンジスクールという形で様々な生徒のニーズに対応しようとしたり、新国際高校（仮称）も新しい

ニーズに対して対応しようということで、もちろんこれは数の問題ではあるのですが、やはり魅力的な教育機会とか豊かな学びの機会を減ずることなく、むしろそれを充実される中できちんと生徒たちが学べるようにしていく。それは私立高校にとってもやはり、自分たちの学校の魅力を高めることで将来的に更に発展していくことにつながるでしょうし、そういう意味で教育環境の低下を招かないということが、あるいは、むしろそれを高める、その中で数の問題ということなので、非常に大変だとは思いますが、このことがやはり一番大事だと思いますので、是非そこをお願いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 次の報告でありますけれども、私どもも都立高校改革推進計画を進めているわけでありまして、それも都民のニーズに応える、また、その都立高校の魅力をもっと高めるということに取り組んでおりますので、今、委員から御指摘いただいたとおり、教育環境を向上させるように努めてまいりたいと思います。

【秋山委員】 おそらく北村委員と同じようなことだと思いますが、生徒数が増えると、教員の数は大丈夫かなというのが心配になります。先ほどからのお話で、35人学級が40人になるということは、教員の先生は1人、同じでいいということになります。ただ、35人から40人になるという環境で、教育の質を落とさないようなことを是非お願いしたいと思います。以上です。

【都立学校教育部長】 しっかり教育の質を維持、また向上させるような形で進めてまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは本件につきまして、報告として承りました。

(2) 都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）の骨子について

【教育長】 次に、報告事項（2）都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）の骨子について、教育改革推進担当部長、説明をお願いします。

【教育改革推進担当部長】 報告資料（2）都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）の骨子について御説明いたします。

都教育委員会におきましては、これまで10年間の長期計画である都立高校改革推進計画とその下に策定いたしました実施計画に基づいて、都立高校改革を進めてきたところでございますが、平成28年2月に策定した現在の新実施計画の実施期間が本年度末までとなっており、本年度中に次期の実施計画を策定する必要があることから、今回、その骨子について御報告させていただくものです。

資料の1ページを御覧ください。まず次期実施計画の名称ですが、現在の新実施計画に引き続く実施計画であることから、新実施計画（第二次）としております。また、現在の新実施計画には付しておりませんが、実施計画のコンセプトを表すものとして、サブタイトルを「生徒一人一人の可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育むために」としております。

1、都立高校改革のこれまでの経緯を御覧ください。これまでの都立高校改革推進計画についての概要を簡単に記載しております。現在の新実施計画は平成24年度から10年間の長期計画における二番目の実施計画であり、学習指導要領の改訂や東京2020大会の開催決定等、新たな課題に対応するための具体的な取組を定めたもので、策定に併せて長期計画の一部を変更しております。

次に、2、今後の都立高校改革に向けた基本的な考え方を御覧ください。AIなど情報技術の革新や学習指導要領の改訂、高大接続改革といった国の動向、また、平成30年度入学者選抜での応募者数の減少など、都立高校を取り巻く状況の変化を踏まえ、新実施計画の取組を継続し、更に発展することが必要である。自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造する能力を育成することが必要である。都立高校が生徒や保護者にとって、魅力ある存在であり続けることが必要であるとの認識の下、全ての生徒に個に応じた適切な学びを提供し、本人の希望・適性に応じた進学・就職につなげ、生徒・保護者の期待・信頼に応える学校づくりを徹底することを基本的な考え方として策定しております。

3、都立高校改革推進計画の目的と目標を御覧ください。目的と目標につきましては、長期計画に基づくものであることから、従前と同様に設定をしております。

4、都立高校改革推進計画の性格でございますが、今般骨子をお示しする、新実施計画（第二次）は、平成31年から平成33年度までの3年間の実施計画であり、現在の

長期計画における最後の実施計画に当たるものとなります。そのため、実施計画の実施期間の終了と同時に、長期計画である、都立高校改革推進計画も終了することになります。その平成33年度以降に都立高校改革推進計画に基づくそれまでの10年間の取組の成果等を検証し、その後の取組に反映させていくこととしております。

なお、来年5月1日に、元号が改められる予定となっておりますが、実施計画に記載する改元後の年の表示につきましては、公文書の取扱いに準じて、平成と西暦を併記する形としております。

2ページを御覧ください。こちらでは各目標の主な取組について記載しております。まず、目標Ⅰを御覧ください。学びの基盤づくりのための取組の推進ですが、読解力をはじめとした学びの基盤となる力を全ての生徒が身に付けることができるようプロジェクトチームを立ち上げ、現状把握や原因分析とともに、学習プログラムの開発と実践研究を推進します。

「理数科」の設置についてでございますが、理数系の素養と情報活用能力等を併せもつ人材を育成するために、都立高校初となる理数科を区部と多摩地域に設置することを検討します。

3ページを御覧ください。2、学科の改編等の(1)学科の改編のとおり、「理数科」の設置につきましては、平成34年度に立川高校の普通科の一部を改編して設置する予定でございます。区部につきましては、表の下にあります注釈に記載のとおり、多摩地域における「理数科」の設置の進捗状況を踏まえ、設置を検討してまいります。

2ページにお戻りください。高大連携の推進についてでございますが、これまで生徒の大学進学への目的を明確にするとともに、大学進学後の自己の在り方や生き方を意識させる契機とすることを目的として大学との連携により最先端の研究成果に触れる機会を提供してきたところですが、今後はその実績も踏まえた上で、大学の多く集まっている東京の強みを生かし、各大学との高大連携、高大接続を進めてまいります。具体的には、首都大学東京、東京農工大学、東京学芸大学との連携について記載しております。その中で例えば、東京農工大学につきましては、多摩科学技術高校を拠点として、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高校から大学、大学院ま

での一気通貫で育成する高大連携教育プログラムの実現に向けた研究開発を進めることとしております。目標Ⅰの右側を御覧ください。グローバル人材の育成について、平成30年10月に開設した国際交流コンシェルジュを活用して、各学校のニーズに応じたきめ細かい支援を行い、全ての都立高校において国際交流を実現できる環境を整えてまいります。

オリンピック・パラリンピック教育の推進でございますが、平成28年度から、全ての都立高校において、オリンピック・パラリンピック教育を実施しております。今年度からは、生徒に身に付けさせる資質の中で、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚を特に重点的に育成することとしております。

今後全ての都立高校で学校の特色化に結び付く教育活動を更に充実させたり、新たな教育活動を展開したりしながら、大会後のレガシーの構築に向けた取組を進めてまいります。

次に目標Ⅱを御覧ください。専門高校の改善につきまして、農業科、商業科、産業科において、それぞれに専門学科の特色、強みを生かした教育活動を展開し、専門的な技術・技能の習得を推進いたします。

中高一貫教育校の改善・充実でございますが、中高一貫教育校の特色を生かし、10校が連携して生徒同士が切磋琢磨する機会を創出いたします。また、併設型中高一貫教育校では、高校段階からの入学があることに伴い、中高一貫した教育に制約が働いていることなどから、6年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模の拡大を含めて検討してまいります。

次に、定時制課程・通信制課程の改善でございます。ICTの活用による通信制課程の改善・充実を御覧ください。通信制課程の高校は、全日制及び定時制の高校に通学することができないものの、学ぶ意欲のある青少年に対して、高校教育を受ける機会を提供しております。都立の通信制高校の学習は自学自習が基本であり、生徒一人一人に対して、きめ細かく指導することが難しい状況でございます。そのため、ICTを活用することにより、時間や場所の制約を超えて、いつでもどこでも学習や相談ができるようにするとともに、基礎・基本の学習コンテンツの活用促進などにより、学

習意欲の向上を図り、学習環境を改善・充実させてまいります。

目標Ⅲを御覧ください。組織的な学校経営の強化のうち、学校の魅力向上と効果的な発信について、新しい学習指導要領では教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことが求められており、各学校において、カリキュラム・マネジメントの確立に向けた取組を進めることが必要となります。このため、これまで指定校において、実施してきたカリキュラム・マネジメントの取組の成果の普及等を通じて、全ての都立高校において、この学校に入学したら、こんな力を伸ばすことができるといった特色を明確にし、それを実現していくためのグランドデザインを作成する取組を進めてまいります。更にそのグランドデザインを生徒・保護者等へ積極的に情報発信をしてまいります。

3 ページを御覧ください。こちらは都立高校等の配置計画・学科の改編等でございます。1、配置計画の(1)学校の設置及び(2)閉課程に記載しているものにつきましては、新実施計画に引き続き、取り組んでいくものでございます。

2、学科の改編等の(1)学科の改編でございますが、「理数科」の設置につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。「水産科」の設置につきましては、これまで「国際科」であった大島海洋国際高校を国際社会で活躍できる海洋人材の育成を目指す「水産科」に改編をいたします。

以上が、新実施計画(第二次)の主な取組の方向となりますが、これらを体系的に示したものが、新実施計画(第二次)の本文、9ページに記載している体系図になります。

計画の柱となる三つの目標を記載し、16の具体的な目標と43の取組の方向を設定しております。

最後に、今後のスケジュールとなりますが、こちらの骨子は本日公表し、パブリックコメントにより都民の皆様からの意見を募集します。パブリックコメントによりお寄せいただいた御意見を踏まえた上で、今後予算の編成過程等を通じて更に検討を進め、本年度中に都立高校改革推進計画・新実施計画(第二次)を議案として提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 様々な取組を計画し、それぞれが大変な取組でありますけれども、是非進めていていただきたいと思います。三点ほどあるのですが、一点目が、こういった計画を立てる、特に今まで第一次実施計画、新実施計画を推進してきた中で、その取組の成果に関する評価というのをされて、更に第二次という話になるのかなと思いますので、個々の細かい施策についてというよりは、全体としてどういうことを評価、改善がうまくいった、あるいは、こういった課題があるので第二次ではここをというような、少し前を踏まえた御説明を頂ければと思います。

二点目は、教員の話というのがあまり出てきていないのです。こういった新しい取組をする中で、そもそも先生たち自身が学んだことのない学びをさせようとしていますので、非常に先生方も大変だなと思います。もちろん、いろいろなプログラムの中に教師に対するサポートというのは入り込んでいると思いますが、こういった形で説明し、その現場の先生方をこの実施計画の中でサポートしていこうと考えられているのかを少し伺いたいと思いました。

三点目は、中高一貫教育校について、これはやはり受検をしたいと希望している生徒や御家庭の話ですので、そのためには準備や、将来の自分たちの計画ということは実は3～4年とかもっと長い単位で考えられている御家庭や生徒がいるかもしれないということを考えると、できるだけ早く、いつからこうなっていくのかということを示してあげないと、非常に翻弄することになってしまうのではないかと懸念しますので、その課題の見通しについて御説明いただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 一番目の評価というところですが、まず、都立高校改革推進計画本体は、先ほども御説明しましたように10年間の計画期間としておりますので、その10年間の終了した段階で、10年間の計画そのものについての評価がなされるようになっております。ただ、今、北村委員からありましたように、各期ごとの実施計画につきましては、それぞれ進捗状況を確認しながら、不足しているところ等々を補うような形で新たな実施計画を作っていくという作業をこれまで続けてきております。今の新実施計画については、着実に対応はしてまいりましたけれども、や

やはり、一番不足したなと考えているところは、都立高校の魅力の発信の仕方です。これまでも各学校に特色化というのを求めてはまいりましたけれども、もう一度、新しい学習指導要領ができるところで、先ほど申し上げたように、この学校に入ったらこんな力を身に付けさせてくれるのだというところの明確化、それを強く発信するところはこの3年間で少し視点がなかったかなと思っておりますので、その点を強めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、二番目の教員全体の資質向上につきましては、本文の46ページ以下のところで、教員の資質向上の取組について述べさせていただいているところです。やはり、新しい学習指導要領に入っていく中で、これまで自分たちが経験してこなかった学びの仕方を生徒たちに教えていくというのが、これからの教員の非常に重要なところかと思っておりますので、研修自体についても、先生方に実際にそういう学びの経験してもらって、体感してもらって、生徒に還元していくという方向でやっていただきます。

中高一貫教育校の時期につきましては、委員のおっしゃるとおりで、やはり必要な周知期間はあろうかと思っておりますので、できるだけ早い段階でその目途については公表してまいりたいと考えております。

【北村委員】 よろしくお願ひします。

【宮崎委員】 御説明の中にも少し出てきたのですが、前回の入学者選抜で定員を充足できなかった理由について、幾つかあるのでしょうけれども、その一つに教育費の問題があると思うのです。教育の無償化が国全体の政策として進んでいる中で、経済的な理由から公立を志向するというような動機よりも、もっと違う形での進学先決定に移動してきたと、これが一つの理由になっているのではないかと考えているのです。かつては、公立学校における教育の在り方の非常に大きな役割としては、全ての15歳の子供に学ぶチャンスを与えると、経済的な理由で行けないというのはなくすというのが非常に大きかったと思うのですが、今それが取れると、公立学校における教育の在り方は何が望ましいのかというのを、一度立ち止まってしっかりと考える必要があるのではないかと思います。

様々な特色あるプログラムを一生懸命考えているわけですがけれども、私立にもでき

ることというのはたくさんあるわけです。しかし、公立学校でなければできないことというのもあるかもしれない。それが何になるのかというのが時代とともに大分変わってきていると思いますので、今、求められてる要請というのをしっかりと受け止めて、現場に則した改革になるように、大きな理念はいいと思うのですけれども、実行する時に、そういうところにきめ細かな配慮ができるようにということを是非希望したいと思っています。

世の中の動きと寄り添っていくということで言うと、流行、はやり廃りがありますから、今世の中でSDGs、環境を中心にしたり、あるいはD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）などのダイバーシティ、いろいろな意味で、LGBTなども含めて大きなテーマになっている時に、この表現の中にはもちろん大きな戦略ですから入っていないのですが、それをこの中にどのように取り込んでいくのかというようなことも非常に大事だと思うのです。

先ほど報告（1）で、都内と、それを使わない表現というのが、私は少々気になりました。もう一つは、今、国会では外国人受入れの法整備の議論が行われておりますけれども、そうすると例えば、生徒の中の外国人の割合というのもこれから増えることが容易に想像できるわけです。そうすると、公平に教育のチャンスを与え、都立高校で学んだ子供はやはりこういう子になってほしい。その時、アイデンティティーの違う子供たちが入ってきた場合にどこまで対応するのかとか、いろいろ難しい問題も抱えてくると思うのです。この計画はこれでいいと思うのですけれども、少し公立学校における教育の在り方というのを、しかも東京都オリジナルの、これは地域によって状況がだいぶ違うと思いますので、これを考える機会というのを早いうちに作っていただけたらというふうに思っております。

【教育改革推進担当部長】 時代の要請に応じて学校自身も変化していかなければいけない部分というのはあるかと思っておりますけれども、これまで都立高校改革の中では、多様な生徒に対してそれぞれに対応できるような教育プログラムの提供というのをずっと培ってきたと思います。それは今、宮崎委員がおっしゃった、公立学校における教育の役割の一つであるかとは思っております。10年というスパン自体が今の時代に合っているかどうかも含めて、今後の都立高校の在り方についてまた、立ち止ま

りながら考えていきたいと思ひます。

【遠藤委員】 全体としては、こういう方向で是非頑張ってやっていただきたいと思ひます。北村委員からも御質問がありましたけれども、中高一貫教育校の制度変更について、これから受検しようという保護者あるいは子供たちのためにも、なるべく早く周知をするということ。それからもう一つ、逆に在校生がいるわけだ。「何だ、私たちが駄目だったから制度が変わるのか」というような思ひ、ですから在校生に対するケアといひますか、これが必須ではないかなと思ひていますので、その点を意識していただければと思ひます。

それから、この本文の37ページにあります、学びのセーフティネット、これがこれからのいろいろ非常に大事だと思ひますが、この中で特に通信制の問題があります。高等教育機関では、放送大学を中心に、通信制がいろいろな所にあるわけですが、これが今後、いわゆるリカレント教育という観点から、高等教育機関での通信制の重要性というのが非常に増してくるということなのです。この都立高校のセーフティネットとしての通信制に、現在どれぐらい人数がいるのかということ、あるいは年齢制限はあるのかということ。例えばリカレントという観点で、かなり高齢の方が、高等教育機関は難し過ぎるけれども、もう一度通信制高校で学び直したいという時に、それも受け入れる余地が制度的にあるのかということ、それから、今の通信制のスクーリングの受け皿はどこになっているのかということなどを伺いたいと思ひます。

【教育改革推進担当部長】 最初の中高一貫教育校については、もちろんその点は踏まえながらやってまいりたいと思ひます。以前、御報告申し上げました、成果検証の報告書の中でも、高校から入ってくる生徒がしっかりした成果を上げていることは報告させていただいているところですので、高校からの入学者が駄目だからということではなくて、より一層、中高一貫の6年間のプログラムを充実させるためにということで、我々は判断しているところでございます。

通信制課程につきましては、現在都立高校で3校ございます。一橋高校と新宿山吹高校と砂川高校の3校です。3校で、現在1,500人ぐらいの生徒が在学している状況にあります。

リカレント教育についてですが、基本的に都立高校は年齢制限をしておりませんので、受検をする機会はあるということなのですけれども、原則として、卒業した学科と同じ学科には入学できないということになっております。それから、高校ですので、例えばリカレントで入学してこられる方というのは、おそらく一部の科目ということになるかと思うのですが、高校ですから基本的に全ての科目を受けていただくというようなことになってくるので、今の形で委員のおっしゃるようなリカレント教育にはなかなか結び付いていかないということがあります。

都立高校でリカレント教育の機会ということになれば、各学校で提供している公開講座や新宿山吹高校の生涯学習講座があります。そちらの方は、それぞれその方の興味関心に応じた講座を一つずつ選択していただけるという形になっております。新宿山吹高校の生涯学習講座では本当に幅広い年齢層の方が通っていらっしゃいますので、今の段階ではそちらの方を利用していただく、そういう形になります。

【山口委員】 都立高校と一口に言っても、ここに書いてあることを見ても、学校によって特色を生かしていくということが一つの目標なのかとは思っているので、非常に書き方として難しい、全てを網羅しなければいけないというところがある。少々、書き方というか、考え方のところなのかなと思うのですが、目標Ⅰ、目標Ⅱ、目標Ⅲが並列に書かれていますが、私の考え方では、おそらく、先ほど北村委員が言われたことにも重なるのかもしれませんが、目標Ⅲの質の高い教育を支えるための環境整備については、これは目標というよりはここが土台になる、そしてその上に教育の柱というか、考え方が来るので、これを並列に書いて分かりやすいのか。教育の目標とは少し違うので、その辺の書きぶりです。多分これも書かれた時は工夫されたと思うのですけれども、分かりやすくされるといいかなという印象を、パッと見た時に思いました。

その中で言うと、目標Ⅲのところは土台なので、教育を実施するためには、どういう内容でやるかということと、車の両輪のようなところで、実はもっと熱く、すごく大事なところなのかなと思っています。

そこで二点あるのですけれども、ここに書いてはあるのですが、少々ありきたりというか、そういうふうを書くしかないなと思いつつながらですが、こういった多様な教育

を実施していくためには、校長のマネジメント能力の高さというのが、各学校の特色を出すためにも、カリキュラム・マネジメントも含めて、非常に要求が高くなってきているということがあるので、そこのところをきちんと伝わるように、もう少し重く書いてもよかったかなという印象があるのが一つです。

そして、その人たちをどう養成していくのかということですが、そこについてもっとやっていかないと、実際これだけのことをやるのに、やれるのかというところ、校長や副校長といった管理職の人たちの能力というのが非常に問われると思うので、そこをどうするかということですが、それと同時に、やはり教員です。

この教員ですけれども、大学に勤めている身としては、まず、教員を目指す人材が非常に減っています。昨今働き方改革のこと、それから部活動も含めてブラックというような負の情報というか、そういった風評もあるので、なかなか教員になりたいという優秀な人材が減ってきていると思います。そのことに対して、今後、やはり抜本的な改革、計画を出しても、それを実行する人材を確保していけるのか。特に東京は、教員の数も他県に比べても多いですし、ますます難しくなると思うので、そこについてもう少し重く目標に掲げる時期かなと。もちろん違うところでやっていると思うのですが、やはりそこを連携して進めていかないと、実効性が上がらないというところもあって、少しその辺りが気になりました。

子供たちに学校に魅力を感じてもらい、そしてこの学校を選んでもらうのと同じだと思うのです。教員も他県に比べて、やはり東京の都立高校だからこんなことがやれるんだ、できるんだということは実際発信されているのですが、学生たちにはなかなか届いていないようですので、その辺を是非検討いただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 管理職のマネジメント能力については、本文の方では若干触れてあるところですが、この打ち出し方のようなものについては、2月の本体計画を発表する段階でもう少し工夫をしてみたいと思います。

教員の問題については、我々も喫緊の課題だと感じているところです。高大連携の中で、東京学芸大学と小金井北高校を結び付けて、教員を目指す、そういった意識付けの取組をしてみようかと考えているところです。

委員御指摘のように、東京都は必要な教員が多いですので、働き方改革のところ

で、教員志望者がブラック視しない職場環境というのを意識していかなければいけないと思っております。

【秋山委員】 山口委員と同じですけれども、これまでの計画不足の部分が発信力というところであれば、本当に発信力というのは大事だなと思います。これだけの計画を、特色があって魅力あるものだと伝えていくというのがとても大事です。英語村のプレゼンテーションがとても良かったと記憶しているのですが、あれぐらいインパクトがあるような教育委員会からの伝え方、それからホームページの在り方とかをもう一度見直していただければと思います。

もう一点は、細かいことで恐縮ですが、48ページに「教員のメンタルヘルス対策の充実」と書かれています。教員の健康保持というのが一番これからも大事になると思っています。そこに一つの力になるのが、産業医の活用ではないかと思っていますので、産業医という文言も入れていただくといいかと思っています。

【教育改革推進担当部長】 教員のメンタルヘルス対策の充実については、改めて書きぶりを考えていきたいと思っています。ただ、おっしゃるとおり、発信力というところで、我々自身にも課題があるところかと思っていますので、その点は意識してやってまいりたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

(3) 平成30年度SNSを活用した教育相談（試行）の結果について

【教育長】 次に、報告事項（3）平成30年度SNSを活用した教育相談（試行）の結果について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは報告資料（3）を御覧ください。子供たちが非常に活用しているSNSのアプリであるLINEを使って、教育相談ができないかということで、この夏に試行しましたので、その御報告をいたします。

資料の2の事業概要を御覧ください。試行期間は、8月25日から2週間、夏休みの終わりから、夏休み明けにかけて行いました。対象は都立高校や特別支援学校の高等

部、いわゆる高校生、高等部の生徒を対象に、事前に周知用カードを配りまして、これを見ながら子供たちは登録をして、登録をした子供たちが相談を受けられるという形でございます。

相談体制ですけれども、回線数が10回線、つまり同時に10人でLINEによる相談を受けるという体制をとりました。相談員については、心理カウンセラー資格を有している者でございます。

具体的に試行の結果ですけれども、これは登録が必要で、登録数は、開始時は950名、最終的に2週間後には、1,200名余が登録しました。相談件数ですけれども、2週間で315件、1日22件ということで、これは結構多い方です。東京都教育相談センターで高校生だけに限って、今もずっと行っている相談ですと、だいたい電話の相談は1日当たり5、6件ですけれども、やはり、LINEで子供たちは相談しやすかったのかと思います。

次に平均の相談時間は1時間半程度です。これはかなり長いです。というのは、LINEですから、子供たちが打って、すぐに自分で返信しなくても少し考えたり、そういったところがありましたので、1件当たりが88分と長い時間になりました。

相談の回数ですけれども、70%が1回です。何回か、2回、3回、4回もありましたけれども、7割の相談者が1回で、だいたい自分たちの気持ちが出せたかなというところではあります。

その下のグラフですが、8月25日から9月7日までの棒グラフは相談が何件あったか、折れ線グラフは登録数です。その下に始業式を迎えた都立学校数を入れてあります。例えば8月27日は9校、9月3日が一番多いのですが、221校です。

その下が、東京都教育相談センターで同じ時期にどのくらいの数の電話とメールがあったかということです。このグラフを見ていただきますと、例えば9月3日の221校の始業式がある直前がすごく多いかということを見ると、そうでもないのですが、やはり8月の終わりから9月3日までは多くなっています。子供たちのいろいろな気持ちの変化、いろいろプレッシャーもあったのかなというところがございます。

性別比ですけれども、女子の方がLINEの相談は多かったです。東京都教育相談センターの年間の電話相談ですとこの比率が逆転します。男子の方が多いです。

その下の学年比ですけれども、これは1年生が一番多く、1年、2年、3年と、学年が進むに従って少なくなっています。これは相談センターと同じ傾向でございました。

主訴の概要ですが、友人関係というのが一番多くなっています。

こういったところを分析いたしまして、最後、今後について、試行の成果、SNSですけれども、かなり1日の平均が多かったという形で、子供たちが気軽に相談ができる相談窓口が拡大できたのではないかなと思っております。

もう一つ、どれぐらいの相談数があるか、10名の対応で大丈夫かというところも検証したのですが、10回線でかなり妥当であったということです。

次年度に向けた課題ですが、実は福祉保健局でも、昨年度、例えば30歳以下で自殺予防の相談を受けたり、青少年・治安対策本部でも、ネットのトラブル相談について8月の初めに2週間ほど試行しています。そうしますと、三つの局で対象や内容が違ったところで試行を重ねてきたのですが、相談者にとってみると、やはり相談したいという入り口が一つで、その一つの画面が開いたところで、自分はどこに相談すればいいのかなというのが分かる、そういった相談体制を今後、構築していきたいと考えております。

二つ目で、相談者に最後まで寄り添える対応の検討ということですが、やはりLINEですと、相手がもちろん分からないわけですし、重篤になった場合に、もっと直接相談、例えば東京都教育相談センターの電話相談や来所相談につなげていく、若しくは学校のスクールカウンセラーにつなげていく、という形です。SNSによる相談ですっきりとしましたと終わればいいのですが、重篤な場合には、なるべく直接的な、継続的な相談ができるように勧めていく、そういったところをまた今後検討していく必要があるというところが課題となっております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【山口委員】 この主訴の概要のところの、無応答というんですか、これはどういうことでしょうか。

【指導部長】 LINEで相談に入ってくるのですけれども、実際には内容がないというものです。LINEで申し込めますが、電話におけるいわゆる無言電話のようなイメージです。

【秋山委員】 これは手続きとして、登録をしないと相談はできないということなのでしょう。

【指導部長】 今回の場合、まず都立高校生に限ってということ、それから、いろいろこちらの方もデータといいますか、ハンドルネームを作ってもらって、その子供たちが2回目、3回目来るかどうかということがありましたので、そういった形での登録という形をとりました。

【秋山委員】 相談したい時に、登録していないと入れないとなると活用できないので、これから先は何らかの方法ですぐにできるようなシステムになると良いと思います。

【指導部長】 先ほど申しあげましたけれども、福祉保健局、それから青少年・治安対策本部との窓口を一本化する時において、そのことについても検討していきたいと思えます。

【北村委員】 先ほど御説明でもおっしゃっていたような、最後まで寄り添える対応ですね。あくまでLINEで問題が解決することというのはほとんどないのかなと思います。もちろん、ストレスの発散ができて少し気が楽になるとかという効果はあるでしょうけれども、やはり深刻な問題であればあるほど、ここから先にどうつなげていくのかというのがすごく大きな課題になってくると思えます。いろいろ御検討されていると思うのですが、実際にこの相談回数を見ても、2回、3回、4回と重ねて相談する子はあまりいないこともありますし、この中で実際にもう少し対面でのカウンセリングとか、そういうところまでいく必要のある子供がどれくらいいるかにもよるのですが、今回は試行ということでやられましたけれども、最後まで寄り添える対応の検討も含めて、今後これがどういうふうに進んでいくのかという見通しを教えてくださいませんかと思えます。

【指導部長】 委員御指摘のとおり、この相談業務の中で、対面ではない電話や、特にLINEですと、相手の学年も声も分からないという中で、非常に条件的に厳し

いところでは、これは重篤であるという相談が10件近く、特に2件については、これは特に重篤であるというものがございました。ただ、「あなた危険だから、とにかく名前とか学校名を教えて」と言うと、それでもう終わってしまいますので、そういったことに関して、特に重篤であるという件については、その概要について全ての高等学校に「こういう相談が寄せられましたのでケアをお願いします」という形で行いました。また実際に「あなた、LINEだけではなくて、相談してみたらどうですか」という誘いをした中で、実際にはごくわずかですが、東京都教育相談センターの方に翌日電話をかけて、実はLINEで相談したけれどもやはり直接相談したくてということがありました。ただ、LINEではなくて通所、電話が必要な子供たちをそちらの方に導いていくかというところはまだまだ未開拓ですので、この辺については引き続き検討していきたいと思えます。

【秋山委員】 相談を受ける側として、「あなたを守りたい。あなたを守るよ」というメッセージを何らかの形で伝えていただきたいです。いじめもそうですけれども、いじめてはいけないとか、いじめの対策をしていますが、「私たちは、いじめられたお子さんを絶対守るよ」というメッセージがまだ少ないのではないかという気がします。そこをこのSNSも含めて全て基本にして進めていただければと思います。

【指導部長】 相談員の方は、心理カウンセラーの資格を持ったり、精神保健福祉士、それから社会福祉士の方だったりするので、かなり経験もあり、やはり子供たちを守るという相談にはなっていると思います。実はLINEですと、主訴の概要では友人関係が一番多くなっているのですけれども、東京都教育相談センターの電話相談、高校生の相談でいくと、実はいじめが一番多くなります。そうすると、いじめで切羽詰まった声で本当にという形で、そこで、「守るからね」と。相談員は訓練を受けている者ですので、そういった形の相談はできているのではないかと考えております。

【宮崎委員】 若者の気持ちに寄り添って、こういうのをどんどん進めていただくというのは大変有り難いことだと思います。実は毎年、少年の主張というのを青少年教育センターがやっております。全国50万人を超える中学生がいろいろな主張をして、私は審査員をしているのですが、ついこの間もあって、やはりそういう友達関係

などの悩みを訴えてくる中学生が多いですね。これはまだ中学生の段階ですけれども、その悩みのいじめの形態がこういうSNSを利用したいじめで、「ハブる」と言うようなのですけれども、仲間外れにされるとか、いろいろそういうことがあったりします。こういうものを利用したいじめについては、同じものを通してSOSをするというのは、なかなかつらいところがあると思うのです。ですから、SNSを活用した在り方をどんどん進めていただくと同時に、そうではないやり方というものもなくさずに総合的に、子供一人から見ると、SNSもあれば、直接もあれば、様々な手段があるのだということ、余地を残した形で進めていただければと思います。

【指導部長】 御指摘のとおりで、我々としては、子供たちが相談する相手がたくさんできればいいと思ってやっております。特にこの2週間ですけれども、東京都教育相談センターにおける相談の数は減っていませんでした。なかなか電話では苦しいなという子供たちは、LINEを使ってくれたのかなと思います。もちろん、学校の先生やスクールカウンセラー、そういったいろいろな所に信頼できる大人がいて、自分のSOSを出せる、そういったところを今後とも進めていきたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは本件につきまして、報告として承りました。

(4) 都民の声（教育・文化）について〔平成30年度上半期（4月～9月）〕

【教育長】 次に報告事項（4）都民の声（教育・文化）について〔平成30年度上半期（4月～9月）〕の説明を、総務部長、お願いします。

【総務部長】 それでは、報告資料の（4）を御覧いただければと思います。教育庁、都立学校など、各教育機関で実施している施策、事業等に対しまして、頂いた御意見を毎月ホームページ等で公表いたしますとともに、年2回になりますが、半期ごとに教育委員会の定例会におきまして御報告させていただいております。

今回は平成30年度の上半期、4月から9月までについて取りまとめましたので、御説明いたします。

まず、1ページ目の都民の声についてでございます。今年度上半期に受け付けた合

計の件数は、2,688件で、前年度の下半期と比較いたしまして、1.4倍に増えております。

お寄せいただいたものを性質別に見ますと、苦情が最も多く、全体の6割を占めています。

次の2ページ目でございますが、分野別に分類をいたしました。一番多いのは、生徒指導に関するもので、818件、全体の3割を占めております。次いで学校運営、教職員等々となっております。

次、3ページから6ページまでにかけて、多数を占めたテーマ、特徴的な内容と件数、その事例を載せております。

まず、3ページでございますけれども、521件ございました、学校の管理・運営に関するものの事例でございます。

一点目は都立学校生の保護者から、夏期休業中に子供が就職面接指導で学校に行ったところ、一部の部屋以外は空調が稼働していなかったという苦情が寄せられておりました。当該校では、当時、全館で空調設備の不具合がありましたが、就職面接指導を行った部屋については空調が効いていたということでございまして、申出者にはその旨を御理解いただいたというところでございます。この空調設備の修理は8月中に完了しております。

それから次でございます。都立学校の近隣住民から、グラウンドの砂埃^{ぼこり}についての苦情が寄せられております。当該校は申出者に、散水の依頼があつてから散水が遅れてしまったということについて謝罪をいたしました。今後、天候の変化に合わせてグラウンドの状態を観察して、組織的な連携を図りながら散水することにしたというところでございます。

次に4ページでございます。341件ございました、授業・学習等に関するものの事例として、性教育に関しまして、「具体的な避妊の方法を教えることは、現実に即した授業だと思う」、また、「過激な性教育は厳重に注意し、学習指導要領を守るとともに、生命を尊重した授業を行ってください」など、様々な御意見を頂いております。

次でございます。321件ございました、体罰を除いた教職員の服務・接遇等に関す

るものの事例といたしまして、都立学校職員の服装についての苦情がございました。当該校の校長、経営企画室長の方から当該職員に注意をいたしまして、公務員としてふさわしい服装で勤務するよう、指導の徹底を図ったところでございます。

次に5ページでございます。259件ございました、生徒指導・行事・部活動等に関するものの事例といたしまして、都立学校の生徒のバスの乗車マナーについての苦情でございます。当該校では、学年集会の場で、生徒に対してマナーについて注意喚起を改めてしたというところでございます。教職員も出勤時に登校時の生徒の様子を確認いたしまして、課題のある場合は注意をするようにしたというところでございます。

次ですが、186件ございました、教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等の事例といたしまして、都立学校の授業中における教員の対応について苦情がございました。当該校の副校長からこの当該教員に対して、定期的な授業観察を行うなどいたしまして、指導力の向上を図るよう指導をしているというところでございます。

次に6ページでございます。これは隣接している都立公園で行われたイベントに参加した方から、都立多摩図書館の対応についての感謝の声があったということで事例を載せております。

次、7ページは請願でございます。この請願は、東京都教育委員会請願処理規則等に基づいて、所定の様式で提出されるものでございまして、規定上、請願者に対して、検討結果を通知するよう定められております。平成30年度の上半期の件数は7件でございます。そのうち、生徒指導に関するものが4件、教職員、学校運営、その他が各1件となっております。

その事例といたしましては、次の8ページと9ページに、国旗掲揚・国歌斉唱に関する教員の処分等に関する請願がございました。

10ページでございますけれども、都立江北高校夜間定時制の募集停止の決定を拙速に行わないようにということを求める請願でございます。

それから11ページに、道徳教科書の採択に関する請願、それぞれについて請願の内容、それから請願者に通知いたしました検討結果を載せております。

次に12ページでございます。団体から寄せられた要請・要望でございます。平成30

年度の上半期の件数は52件でございまして、学校運営に関するものが26件、生徒指導に関するものが20件、教職員に関するものが5件などとなっております。

13ページでございますが、事例といたしましては学校教育の充実について、性教育について、それから14ページでございますけれども、国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について、処分の撤回、服務事故防止研修の中止を求める要請を頂いております。

次に15ページでございますけれども、公益通報制度でございます。まず、(1)の窓口別の受理件数内訳の表を御覧いただければと思います。教育庁等窓口となっておりますのは、公益通報者保護法で必置とされているものでございまして、教育委員会の事務局内部に窓口を設けまして、東京都の教職員が実名で通報するための窓口でございます。

弁護士窓口については、コンプライアンスに対する意識をより一層高める観点から、より多くの御意見が寄せられるよう平成25年4月から受付を開始したものでございまして、教育庁窓口では対応できない匿名での通報、それから区市町村の教員に対する通報なども対象としております。こちらの窓口は教員、児童・生徒、それからその保護者、さらに一般都民からの通報も対象としております。弁護士窓口への通報につきましては、担当の弁護士に寄せられた通報内容を弁護士から私どもにお伝えいただきまして、私どもで必要な調査を行い、その結果を弁護士にお返しし、弁護士から通報者に回答するという流れで処理をしているところでございます。

平成30年度上半期の件数ですけれども、弁護士窓口のみの18件でございました。制度の性質上、具体的な通報内容をお示しすることはできないのですが、児童・生徒への不適切な指導に関するもの、会計処理に関するもの、体罰に関するもの、個人情報の取扱いに関するものなどでございました。

続きまして、(2) 弁護士窓口受理分に係る処理状況の表でございますけれども、通報の要件を満たしまして、調査を行うことを決定して受理したものについての処理状況でございます。平成28年度に受理した28件については、現在までに調査終了した案件が23件、調査中が5件でございます。平成29年度に受理した25件については、調査終了した案件12件、調査中が13件というところでございます。

平成30年度上半期に受理したのは18件でございまして、終了したものが7件、それから通報者から具体的な情報を得られず調査することができなかった案件というものが1件でございます。今後とも、都民の声に真摯に耳を傾けまして、施策や行政サービスの質の向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 都民の声について、その他のところでも繰り返し出てきています。性教育について、以前に教育委員会でも議論しましたし、新聞等でも特集が組まれたりして議論が起こっている中で、様々な立場や考え方がありますので、非常にこれは難しい問題でもあるのですが、やはり以前から議論をしていますように、是非、学校では、基本的には積極的にそれぞれの保護者や生徒のニーズに即して、萎縮することなく進めてほしいと思います。実際に東京都としても、手引の改定等で丁寧な対応を進めていますので、こういう形できちんと都民の声などで出てきたことを、まずここできちんと共有することがとても大事なことだと思います。こうして共有しながら、今後も是非、どんな声があるのかを共有して、またその中で真摯に議論して対応を進めていければと思います。是非そういった姿勢でやっていければと思っております。

【総務部長】 4ページに、私どもの対応について書かせていただきました。性教育に関する都民の声は、これまでに全体で295件寄せられておりまして、都教育委員会の対応について肯定的な意見が168件、否定的な意見が125件、その他が2件ほどありました。このように様々な意見が寄せられております。

【宮崎委員】 一つ一つの声に対して丁寧に対応していくというのはとても大事なことだと思います。教育の中身について、例えば、教室が騒がしかったから外に出したというのが合っていたかどうかというような話については、状況が分からないので、これだけで判断することはもちろんできないのですけれども、例えば学級崩壊のような事態に陥っていて、何とかそこから立ち直ろうという中での措置なのか、普段はきちんとしているだけけれども、何かテーマによってうるさい子供が出てきてしまったのか、そういうことによって対応というのは違うと思います。ですから、一律に

どうしろということではなくて、それをいい題材として、そこからクラス運営をどうしたらいいかということ、関係者だけでなく広く議論できるような体制を作っていくというのが大切かなと思います。

例えば何人がうるさくて何人が静かだったかが分からない状態では、全く何も言えないのですけれども、社会の集団としての在り方、協調性等を全員が勉強する場としても学校は大事なので、個別に自己責任を問うというのと同時に、クラス全体の責任というのもしかしたらあるかもしれないということを考えると、よくこの実態を調査していただいて、こういう場合はどういう対応がいいのかというのは、その都度違うと思います。ですから、一律にはできないと思うのですが、良い素材として発展的に使っていただけたらいいなと思います。

【総務部長】 先ほども申し上げましたように、この頂いた都民の声については、毎月取りまとめましてホームページに載せております。事例も載せているのですが、ごく限られていますので、一つ一つについてはきちんと真摯に対応させていただいておりますが、その中でも、この事例についてはほかのところでも参考になるなというものについては、取りまとめまして各学校の方にも周知をしているというところがございます。

【遠藤委員】 近隣住民から、都立学校の存在そのものが迷惑施設になるのではないかという御指摘があったのですが、私も近隣住民の立場ですけれども、地域との連携ということが、学校には求められています。12時半に連絡をして、14時まで先生は何もやらなかった。例えば、我々の場合はこういうことが起こった場合には、「先生、手伝うから、水をまかせてくれ」と。先生は先生本来の仕事があるわけですね。グラウンドに水をまくこと以外のことも。ただ、それをあまり言うと角が立ってしまうので、学校側でも、こういう場合には地域の皆さんのお宅にも迷惑が掛かるかもしれないので、というような体制も作っておくことが必要かと。現実的にそういう体制ができているところもあるのです。

例えば、学校の周りの公道に草がたくさん生えていて、それが都道だとすると、生徒が通学途中にその草に引っ掛かって転んでけがをした。その場合は学校ではなくて、都道を管理する東京都に対して苦情がいく。子供が雑草で引っ掛かって転ぶので

はないかと。そういうケースが私が地方に住んでいるときにあったのです。その場合には、自分の家の目の前に都道であろうが県道であろうが、子供が引っ掛かるような雑草が生えているのなら、まず地域協力として、自分で雑草取りしてくださいよというような議論になったことがあったのですよね。

ですから、今後いろいろなことで、学校と地域との共同作業というか、連携ということが議論されてくるとは思いますけれども、こういうケースはたくさんあると思います。これはたまたま事例として挙げただけで、多分たくさん出ていると思いますので、ますますそういうことが必要になると思います。それがまた、学校の先生のモチベーションにもつながってくるのではないかと。「水まきのことまで。私、本来はこんな仕事しているのに、学校の先生なんかやっているのは嫌だな。」と。山口委員が先ほどおっしゃったように、こんなことまでやらなければいけないのか、あるいは、こんなことで苦情を言われるということに対して、教育委員会としても、学校の周辺の人に対する対応ということもですね、まず、何時になって水をまきましたとかいう対処療法ではない、根本的なことも考えた方がいいのではないかなという意見です。

【総務部長】 学校も地域の一員でありまして、開かれた学校づくりというのがとても大切で、学校の運営の中に地域の方々の御意見を頂くという仕組みも整えておりますけれども、引き続き、地域に開かれた学校ということを進めていきたいと思っております。こういった苦情があった時も、苦情というふうに捉えないで、一つ一つ真摯に対応することで、地道に地域の方々との関係も築いていける一歩になればというふうに思っております。

【秋山委員】 都民の声をたくさん拾えるということは良いことだと思います。ただ平成28年度、平成29年度に比べて、この平成30年度が突出して多かったというのは、どのように分析されていますでしょうか。

【総務部長】 今回多かったものとしては、生徒指導の性教育に関する御意見が非常に多かったというところが、この件数増に寄与していると分析しております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

12月13日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、来月12月13日の第2木曜日、午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

【教育長】 今回は、12月13日午前10時でございますので、よろしく願いいたします。その他何か、この際ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございませうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時35分)